

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和4年5月2日
大 阪 府

請負代金内訳書における法定福利費の明示による 法定福利費の適切な支払いのための取組について

1 目的

建設業における担い手の育成及び確保には、公平で健全な競争環境を構築し、法定福利費の適切な支払いのための取組の強化が求められており、この取組の実効性を図る観点から、法定福利費の適切な支払いのための取組みを強化することとしましたので、お知らせします。

2 取組内容

(1) 法定福利費を明示した請負代金内訳書（様式B）の提出

- 現在、建設工事請負契約書第3条の規定に基づき、契約締結後14日以内に、法定福利費を明示した請負代金内訳書（様式B）を発注部局に提出していただいております。
 - なお、法定福利費の計算方法は、国土交通省から次のとおり提示されています。
 - ① 労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出。
 - ② 過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。
 - ③ 下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用。
- ※詳細は国土交通省ホームページを参照してください↓（当該資料の2枚目）

[【国土交通省資料】請負代金内訳書への法定福利費の明示](#)

(2) 予定価格に含まれる法定福利費概算額の公表

- 予定価格に含まれる法定福利費概算額を入札結果公表時入札結果情報の備考欄にて公表します（随意契約を除く）。

(3) 請負代金内訳書に明示された法定福利費の確認及び調査等

- 契約締結後に受注者より提出された請負代金内訳書における法定福利費が基準額（予定価格に含まれる法定福利費概算額の2分の1以上）以上確保されているかの確認を行います。

- 基準額を下回る場合は、建設業法第19条の3に違反するおそれがあるとして、調査等を行い、不正行為が強く疑われる場合は建設業法第42条に基づき、公正取引委員会への措置要求等を行います。
- 各種法令に違反し、監督官庁から処分等を受ければ、入札参加停止措置や工事成績評定の減点を行う場合があります。

3 実施時期及び対象工事

令和4年6月1日以降に公告等を行う全ての工事について適用します。

4 請負代金内訳書への法定福利費の明示にあたって

国土交通省より別紙の令和3年12月1日付け総行第419号・国不入企第33号通知「請負代金内訳書の確認における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」中に別紙2「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」が示されていますので参考にしてください。

5 予定価格に含まれる法定福利費概算額の算定根拠について

国と同様に工種別の予定価格に占める法定福利費の割合で算出しています。

国土交通省より別紙の令和4年4月15日付け事務連絡「法定福利費の適切な支払いのための取組について（参考）」が示されていますので参考にしてください。

【問い合わせ先】

総務部 契約局 総務委託物品課

TEL 06-6941-0351（内線 5375）